

平成31年度人間ドック利用助成のご案内について

南丹市国民健康保険被保険者および後期高齢者医療被保険者の方を対象とした、短期人間ドックの利用助成の申請を受け付けています。(当該年度で1人1回限り)

●**自己負担金** 各受診機関の短期人間ドック受診費用のおおむね3割(基本健診部分のみ)

※基本健診部分以外のオプション部分は、全額個人負担となります。オプションの内容は、各医療機関によって異なります。

●**取扱医療機関** ①京都中部総合医療センター、②明治国際医療大学附属病院、③京都工場保健会、④御池クリニック、⑤四条烏丸クリニック、⑥京都予防医学センター

※医療機関は、頭部MRI(脳ドック)の受診が可能です。

※頭部MRI(脳ドック)はオプション(全額個人負担)です。

●**利用方法**

①被保険者証を持参の上、受診日の2週間前までに保健医療課または各支所市民生活課(※)で人間ドック利用助成の申請書を提出してください。(取扱医療機関への予約は、受付時に窓口の職員が行います)

※4月1日以降は、市民環境課または各支所総務課で受け付けます。

②後日、市から送付する短期人間ドック「利用券」を必ず持参の上、取扱医療機関で受診してください。

※予算の範囲内での助成となりますので、ご希望に添えない場合があります。

※人間ドック利用券の申請をせずに受診された場合は、全額個人負担となりますのでご注意ください。

●**対象者**

<国民健康保険短期人間ドック利用助成の対象となる方>

南丹市国民健康保険被保険者で次の①～③全てに該当する方

①南丹市国民健康保険に6カ月以上加入している方

②納期到来の国保税を完納している世帯に属する方

③当該年度に南丹市市民健診を受けていない方

※平成31年度内に次の年齢に到達される方、または平成30年度内に一度も医療機関などで受診されなかった世帯の方は、平成31年度の間ドック基本健診部分の自己負担金が無料となります。

(オプションは全額個人負担)

年齢	生年月日
満30歳	平成元年4月2日～平成2年4月1日生まれ
満40歳	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日生まれ
満50歳	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日生まれ
満60歳	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生まれ

<後期高齢者短期人間ドック利用助成の対象となる方>

市民の方で、次の①～③全てに該当する方

①京都府後期高齢者医療広域連合の被保険者である方

②納期到来の後期高齢者医療保険料を完納している方

③当該年度に南丹市市民健診を受けていない方

問保健医療課 ☎(0771)68-0011

問各支所 ☎八木(0771)68-0022 日吉(0771)68-0032 美山(0771)68-0041